

## つみき保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

### 1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 司福祉会
所 在 地	大阪市東成区大今里南 3-5-24
電 話 番 号	06-6976-0350
代表者氏名	理事長 平池 靖男

### 2 利用施設

施設の種類	保育所			
施設の名称	つみき保育園			
施設の所在地	大阪市東成区大今里南 3-5-24			
連 絡 先	TEL : 06-6976-0350 FAX : 06-6974-8218			
管 理 者	園長 大野 希			
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童			
認可定員	0歳児 2歳児 4歳児	15人 35人 35人	1歳児 3歳児 5歳児	30人 35人 35人
利用定員	満3歳以上の児童 満1歳以上満3歳未満の児童 満1歳未満の児童			
開設年月日	昭和57年10月 1日			
事業所番号	2710051003574			
ホームページ	<a href="http://www.tsumiki-hoikuen.jp">http://www.tsumiki-hoikuen.jp</a>			

### 3 施設の目的・運営方針

つみき保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

### 4 当園における施設・設備等の概要

#### (1) 施設

敷地		915.54 m <sup>2</sup>
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 2階建のうち1階、2階 鉄骨造 3階建てのうち1階、2階、3階
	延べ面積	714.42 m <sup>2</sup>
園庭	地上園庭	525 m <sup>2</sup> 屋上 150 m <sup>2</sup>

#### (2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	2室	分園含む ひよこ組
ほふく室	2室	分園含む うさぎ組、りす組
保育室	6室	ぺんぎん、パンダ組（満2歳児 2クラス） ライオン、キリン組（満3歳児 2クラス） くま組（満4歳児 1クラス） ぞう組（満5歳児 1クラス）
遊戯室（予備室）	1室	一時保育、早朝保育、延長保育
調理室	1室	本館1階
調乳室	1室	本館2階
事務所	1室	医務コーナー含む

## 5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚労告 117）に基づき、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

### (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記 8 に記載する時間において、保育を提供します。

### (2) 保育の特色

乳児さんは、担当保育士で一人ひとりのお子様の発達を大事に見守って保育しています。

幼児クラスは、健康維持、体力増進のため運動遊び、スイミング(4, 5 歳児希望者)、キッズビクス(3, 4, 5 歳児)を行っています。保育士と一緒に野菜作りを楽しみながら食育も行います。みんなと共に感していく事を大事にしています。

### (3) 送迎

保護者または保護者から依頼された方が、責任を持ってお子さんを送迎して下さい。ただし、保護者の方以外のお迎えについては必ず保育園へお伝えください。ネームホルダーの着用をお願いします。

### (4) 一時預かり事業を行っています。(令和 7 年度は休止)

週に 1 から 3 日程度を何週か利用したい方、または緊急に保育が必要となった方は 1 日～2 週間程度まで利用できます。(要問合せ)

## 6 職員の職種、員数及び職務の内容 令和 7 年 4 月 1 日(予定)

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
主任	園長を助け、命を受けて園内的一部を整理、職員の指導及び園児の保育をつかさどる	1	1		
保育士	保育をつかさどる	20	14	6	
栄養士	給食献立作成、栄養計算を行う	1	1		
調理員	給食調理、食育、栄養管理	4	3	1	
看護師	子どものけが等の応急処置 健康管理、衛生管理	2		2	
保育補助員	保育士の補助を行う	3	1	2	

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 3 月 30 日大阪市条例第 49 号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
園長	勤務時間帯（7：00～19：30）内、8時間以上
主任保育士	勤務時間帯（7：00～19：30）内、8時間以上
保育士	勤務時間帯（7：00～19：30）内、8時間
栄養士	勤務時間帯（7：30～17：15）内、8時間
調理員	勤務時間帯（7：30～17：15）内、8時間

※ ローテーションにより、職員の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## 7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝日は休園となります。

※ 年間計画の園行事（運動会、HappyFestival、卒園式等）や、警報発令時及び災害発生の場合など家庭保育のご協力をお願いすることがあります。

## 8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

### （1）保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、18時から19時までの範囲内で、延長保育を提供いたします（延長保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。＊延長保育料は別表「利用者負担金」に記載

### （2）保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで又は16時30分から18時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

※時間外保育料は別表「利用者負担金」に記載）

## 9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

### (1) 食事の提供方法

栄養士の献立計画により自園調理を行う。

### (2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

※園外保育の時にはお弁当をお願いすることがあります。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時50分頃	11時10分頃	15時30分頃	午前間食スープ
1歳児	9時50分頃	11時15分頃	15時30分頃	〃牛乳
2歳児	9時50分頃	11時20分頃	15時30分頃	〃牛乳
3歳児		11時30分頃	15時30分頃	
4歳児		11時45分頃	15時30分頃	
5歳児		11時45分頃	15時30分頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

### (3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

### (4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	1	1		

※ 食物アレルギー等があればご連絡ください。

## 10 利用料金

### (1) 特定教育・保育に係る利用者負担 (保育料)

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。尚、3歳児以上は保育料無償化となります。(主食・副食費の負担あり 別表1参照)

### (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

## 11 特別支援保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として特別支援保育を行っています。

## 12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

## 13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

### (1) 内科、 外科

医療機関の名称	山崎医院
医院長名又は医師名	院長 山崎 恵正
所 在 地	大阪市東成区大今里南 1-5-10
電 話 番 号	06-6971-3436

### (2) 歯科

医療機関の名称	きど歯科
医院長名又は医師名	木戸 優宏
所 在 地	東大阪市若江北町 3-3-28-101
電 話 番 号	06-6736-7183

## 15 緊急時の対応

園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、まず緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。その後、園の嘱託医に連絡を行います。指定がある場合は児童のかかりつけ医療機関に連絡を行います。

## 16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。			
防災設備	・自動火災報知機	有	・誘導灯	有
	・ガス漏れ報知機	有	・非常警報装置	有
	・非常用電源	有	・スプリンクラー	無
	・その他、カーテン、敷物、建具等の防炎処理	有		
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。			

## 17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

## 18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 園長・主任保育士 ・ご利用時間 9:00~17:00 ・電話番号 06-6976-0350 FAX 06-6974-8218 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	近藤 遼 電話番号 06-6761-1171 (一社)大阪市私立保育連盟

※当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

## 19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	Ⓐ大阪私立保育園連盟の園児事故対策共済制度 Ⓑ日本スポーツセンター保険 ⒸAIG賠償保険
保険の内容	つみき保育園園児、一時保育事業の子ども、保育園運営全般、園の内外を問わず園の主催共催する行事等を担保、人の園内における事故について担保
保険金額	Ⓐ死亡弔慰金:10万円、後遺障がい:最大10万円 傷害による入院:最高30日限度、見舞金1日につき3,000円 Ⓑ障がい見舞金:最大4千万円、死亡見舞金:最大3千万円 Ⓒ1事故につき対人最大5億円、対物最大1千万円

## 20 園児の利用状況（毎年度4月1日現在）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	5人	10人	6人
1歳児	24人	24人	20人
2歳児	23人	26人	23人
3歳児	28人	26人	26人
4歳児	25人	27人	27人
5歳児	30人	25人	24人

## 21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	受審 無 令和7年度受審予定	
自己評価の実施状況	毎年度実施	概ね良好

第三者評価未受審 現在受審計画、準備中です。

## 22 子ども・子育て支援法第39条第3項・第5項の規定により

公表・公示された旨 なし

## 23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
住所、勤務先等の 変更の届け出	住所、勤務先、勤務形態等に変更があった場合は速やかに事務所に届け出を出して下さい。(異動届、勤務証明等)
登降園システム「ミ マモルメ」の登録に ついて	当園では、登降園時刻を登降園システム「ミマモルメ」により記録をさせて頂きます。なお、緊急メールにも対応しておりますので登録をお願いしています。
個人情報保護につい て	園に提出していただいた書類の個人情報については取扱いに十分配慮致します。

**別 表**

**1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金**

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額	
給食に係る費用	3歳児以上の主食費として 3歳児以上の副食費として	月額 1,500円 月額 4,700円	
延長保育料	延長保育を利用	月額 2,900円	
貸布団代（希望者）	午睡用の貸布団利用	月額 1,500円	
スイミング代	保育の一環(4,5歳児クラスの希望者、保護者の同意が必要)	1回につき 1,430円 月2回程度 (スイムキャップ 990円)	
絵本代	保育の一環	月額 400円～600円 絵本種類により価格が異なる	
行事費 かかる費用の一部負担をお願いしております。	運動会(2,3,4,5歳児) ※練習用ホール使用料、送迎用バス代 HappyFestival(3,4,5歳児) ※練習用ホール使用料、送迎用バス代 芋ほり遠足(4,5歳児) ※入園料、お芋代、バス代 お別れ遠足(5歳児) ※バス代	1,000～3,500円程度 3,000円程度 2,500円程度 1,000円程度 ※バス代	
ICタグ使用料	登降園システム用 ICタグ使用料	年額 600円 紛失時 3,850円	
保険料	日本スポーツセンター保険	年額 300円	
制服代	スマック 通園服 通園服ボタン(1個) 体操服上下	2,330円(新デザイン) 5,150円(旧デザイン) 4,000円 70円 4,750円	
個人持ち教材費	名札 140円 通園かばん 550円 クレヨン 760円 はさみ 470円 粘土 520円 粘土ケース 290円 自由画帳 470円 マーカー1,260円	カラー帽子 1,250円 お知らせぶくろ 280円 クレヨン(バラ) 60円 のり 190円 粘土板 630円 粘土ヘラ 210円 絵の具 1,270円 マーカー(バラ) 100円	4歳児ワーク 2冊 890円 5歳児ワーク 2冊 930円 あゆみ 370円 あゆみシール 230円 れんらくノート(乳児) 200円 連絡帳(幼児) 90円 絵の具(バラ) 120円

※価格は、教材の変更や価格の変更により変動がございますのでご了承ください。

※当園は、ゆうちょ銀行の引落(前月分を翌月 10日)を採用しております。

現金徴収にも対応いたしますので、ご希望の方は事務所までお声掛けください。

※写真販売システム(はいチーズ)の利用登録をして頂きご購入下さい。(1枚 61円～)

## 2 時間外保育に係る利用者負担

### (1) 保育短時間認定に係る時間外保育料

- ・延長月額 1,000 円(～17:00)
- 1,500 円(～17:30)
- 2,000 円(～18:00)
- 2,900 円(18:00～)
- ・その他緊急な時間超過 30 分毎(16:45～)に 150 円

### (2) 保育標準時間認定に係る時間外保育料

- ・延長月額 2,900 円(18:00～別途申し込み必要)
- ・その他急な時間超過 30 分毎(18:15～)に 300 円

\* 当園は最終 19 時 30 分に閉園させて頂きますので御了承下さい。